

令和 6 年度 第 3 回香取市農業委員会総会議事録

令和 6 年 6 月 6 日

6月6日（木）香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を本庁5階大会議室に招集した。

日程第1 議案第1号 農地法第3条（委員会）

日程第2 議案第2号 農地法第4条（知事）

日程第3 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見

日程第4 議案第4号 農地法第5条（知事）

日程第5 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）
「所有権移転」「利用権設定」「農地中間管理権設定」

日程第6 報告第1号 農地法第18条（通知）

日程第7 報告第2号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）

1. 出席委員は19名で、その氏名は下記のとおり

1番	木	内	恒	幸	2番	成	毛	和	弘	
3番	熱	田	英	夫	4番	芹	川		幹	
5番	鈴	木	健	夫	6番	山	田	宏	一	
7番	栗	山	雅	幸	8番	石	橋	清	勝	
9番	平	川	君	子	10番	寺	島	美	幸	
11番	海	老	澤	武	12番	飯	森		孝	
13番	高	松	多	可	史	14番	片	野	壽	夫
15番	富	澤	克	彦	16番	菅	谷	樹	雄	
17番	鵜	澤	幹	司	18番	林		藤	江	
19番	伊	藤		寛						

1. 欠席委員 なし

事務局職員出席者

事務局長	椎	名	正	志	管理班長	鵜	田	静	子
農地班長	越	川	泰	克	副主幹	林		光	夫

主 查 菅 谷 和 美

開会 午後 3時00分

議長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は19名で、全員でございます。したがって、総会は成立をしております。

◎開 会

議長 ただいまから令和6年度第3回農業委員会総会を開会いたします。

これより会議に入ります。

審議のほどよろしくお願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議長 最初に、議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきますと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

それでは、本日の議事録署名委員として、9番 平川君子委員、10番 寺島美幸委員の2名を指名いたします。

◎議案の提出

議長 本日の提出議案についてお諮りいたします。

本日の提出議案は、日程第1 議案第1号ないし日程第7 報告第2号をご提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議長 日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局農地班長 それでは、着座にて説明をさせていただきます。

議案第1号、農地法第3条許可申請の各案件について、概要を説明します。

ページは1ページから2ページで、整理番号は1番から5番です。

整理番号1番、譲渡人が経営移譲年金を受給中のため、交換により所有権移転を受けた農地を譲受人の息子と使用貸借権の設定を行うものです。

整理番号2番及び3番は、同一内容のため、一括して説明をします。

親子間贈与による所有権移転です。

整理番号4番、譲受人が既存の耕作地に近く耕作利便のため、農地を借り受けるものです。

整理番号5番、譲受人が営農型太陽光発電設備を設置しているため、区分地上権を設定するものです。

なお、本案件は議案第4号整理番号8番の営農型太陽光発電施設の一時転用期間の更新申請に関連するものです。

以上、5件です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第1班班長、林 藤江委員。

18番林委員 去る5月27日月曜日、午後3時30分より市役所301会議室において、第1班の事前審査会を開催しました。

提出されました農地法第3条の案件は5件であります。

案件については、書類及び写真により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第1号の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いします。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

始めに、整理番号1番について、2番 成毛和弘委員。

2 番成毛委員 整理番号 1 番について、現地調査を行った結果を説明します。なお、郡推進委員には、電話にて連絡してあります。

この申請は、譲渡人が経営移譲年金の受給をしているため、子に使用貸借権の設定を行うものです。

したがって、今後も、農地の良好な維持管理が可能であり、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 次に、整理番号 2 番について、4 番 芹川 幹委員。

4 番芹川委員 整理番号 2 番について、今泉推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、親から後継者である子への贈与により、所有権移転を行うものです。親子間の贈与であり、今後も適正な農地の維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 次に、整理番号 3 番について、7 番 栗山雅幸委員。

7 番栗山委員 整理番号 3 番について、石原推進委員と現地調査を行った結果を説明いたします。

この申請は、親から後継者である子への贈与により、所有権移転を行うものです。親子間の贈与であり、今後も適正な農地の維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 次に、整理番号 4 番について、10 番 寺島美幸委員。

10 番寺島委員 整理番号 4 番について、飛ヶ谷推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人である農地所有適格法人〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が、新規事業である「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」の建設に伴い、既存の農園に近く耕作に便利な農地を借り受けたい意向があり、農業経営の縮小を図る譲渡人の農地に、賃借権の設定を行うものであります。

また、申請地では、イチゴの作付計画があり、農業経営の実施計画書の内容においても適正であると判断されることから、賃借権設定後も農地の良好な維持管理が行われると思われれます。

断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号2番について、14番 片野壽夫委員。

14番片野委員 整理番号2番について、五喜田推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

場所ではありますが、〇〇〇〇〇を〇〇方面に向かいまして、〇〇キロほど行きますと、〇〇に〇〇〇〇という〇〇〇があります。〇〇〇を〇〇に入って、〇キロほど行った〇〇になります。

申請人は、整理番号1番と同じで、〇〇〇〇在住の〇〇であります。

申請地でミョウガを栽培しながら、一時的に支柱を立て、上部空間で太陽光発電設備を設置し、営農と売電を両立させるものであります。

また、支柱に設置される太陽光パネルは、地上高が2メートル以上確保され、配置も周辺の営農に支障がないと考えられます。

なお、下部農地における営農計画及び資金計画も妥当であり、特に問題ないものと判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 最後に、整理番号3番については、私の案件でありますので、議事進行の都合上、事務局より意見書の代読をお願いします。

事務局副主幹 整理番号3番について、現地調査等を行った結果を説明します。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇から〇〇〇キロ、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇になります。

申請人は、周辺の住環境が整っており自宅に近く管理しやすい申請地を長屋住宅に転用する計画です。

申請地では、整地のみで、土砂等の搬入はありません。

排水についてですが、雨水は敷地内で浸透ますにより浸透処理とし、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、市道側溝へ放流します。

また、周囲をコンクリートブロックとフェンスで囲い、土砂が周囲に流失しないよう施工するとのことです。

なお、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議 長 日程第3 議案第3号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第3号、農地法第5条計画変更承認申請の案件について、概要を説明します。

ページは4ページで、整理番号は1番です。

現在、砂利採取事業が完了していないことから、砂利採取地及び搬出路用地の一時転用期間更新の申請です。

以上、1件です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第1班班長、林 藤江委員。

18番林委員 事前審査会の審査結果について、報告いたします。

提出されました農地法第5条計画変更の案件は1件であります。

書類等で審査した結果、農地法第5条計画変更申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いします。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、2番 成毛和弘委員。

2 番成毛委員 整理番号 1 番について、現地調査を行った結果を説明いたします。

場所は、〇〇〇〇〇を〇〇方面に向かいまして、〇の〇〇を〇〇、〇〇〇〇〇〇を〇キロほど行くと〇〇の〇〇〇〇になります。その〇〇〇〇の〇を〇〇方面へ〇〇〇〇〇〇〇メートルくらい進むと、また〇〇〇〇〇〇があります。そこを〇〇〇〇〇〇〇にございます。

譲受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇に所在する〇〇〇〇〇〇〇〇などを営む法人です。

譲受人は、昨年も同様の申請を行っており、申請地において、今月30日まで山砂採取及び搬出路用地としての一時転用許可を受けておりますが、未採取地があり土採取計画を1年間延長することに伴い、事業区域内である申請地についても一時転用期間を1年間延長するものです。

なお、周辺の営農に支障もないため、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号については、承認相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第4 議案第4号

議長 日程第4 議案第4号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第4号、農地法第5条許可申請の各案件について、概要を説明します。

ページは5ページから7ページで、整理番号は1番から12番です。

整理番号1番及び2番は、同一事業計画者のため一括して説明をします。

転用目的は太陽光発電施設用地で、権利の内容は所有権移転です。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、第2種

農地と判断しました。

整理番号3番及び4番は、同一事業計画者のため一括して説明をします。

転用目的は太陽光発電施設用地で、権利の内容は所有権移転です。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、第2種農地と判断しました。

整理番号5番、転用目的は専用住宅用地で、権利の内容は使用貸借権設定です。

農地区分は、集落に接続していることから不許可例外事由Iと判断しました。

整理番号6番、転用目的は建売分譲住宅用地で、権利の内容は所有権移転です。

農地区分は、都市計画用途地域内の第一種住居地域のため、第3種農地です。

整理番号7番、転用目的は専用住宅用地で、権利の内容は所有権移転です。

農地区分は、都市計画用途地域内の第一種住居地域のため、第3種農地です。

整理番号8番、転用目的は営農型太陽光発電施設用地で、一時転用期間の更新申請です。権利の内容は使用貸借権設定です。

農地区分は、農業振興地域内の農用地区域のため不許可例外事由のCと判断しました。

整理番号9番及び10番は、同一内容のため一括して説明します。

転用目的は資材置場用地で、権利の内容は所有権移転です。

農地区分は、それぞれ農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、第2種農地と判断しました。

整理番号11番及び12番は、同一事業計画者のため一括して説明をします。

転用目的は太陽光発電施設用地で、権利の内容は所有権移転です。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、第2種農地と判断しました。

以上、12件です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第1班班長、林 藤江委員。

18番林委員 事前審査会の審査結果について、報告いたします。

提出されました農地法第5条の案件は12件であります。

書類等で審査した結果、農地法第5条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いします。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

始めに、整理番号1番、2番について、4番 芹川 幹委員。

4番芹川委員 整理番号1番及び2番について、現地調査等を行った結果を説明します。

なお、同一案件のため、一括して説明します。

場所は、〇〇〇〇〇〇〇から〇〇〇に向かいまして、〇〇〇〇の〇〇〇を〇に〇〇〇ます。それを〇メートルくらい行くと〇〇〇になっていますから、そこを〇に〇〇〇〇〇の〇を〇〇〇ます。すぐに〇〇がありますので、その先を〇に行ってもらって、〇〇〇を〇へ〇〇〇〇〇〇を〇に行けば〇〇があるんですけれども、その〇〇にあります。

譲受人は、〇〇〇〇〇〇〇に所在する太陽光発電事業を営む法人ですが、小規模な農地である申請地を有効活用し、安定収入を得るため、太陽光発電施設を設置するものです。

申請地では、埋立て等はいりません。

排水は雨水のみで、敷地内で浸透処理します。

なお、申請地は、土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の現実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題ないと判断します。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号3番から5番について、10番 寺島美幸委員。

10番寺島委員 整理番号3番及び4番について、飛ヶ谷推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

なお、転用計画が同一のため、一括して説明いたします。

場所は、〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇から〇〇〇〇〇へ向かい、〇〇メートルほど〇の〇〇になります。

譲受人は、〇〇〇〇〇〇〇に所在する太陽光発電事業などを営む法人ですが、小規模な農地である申請地を有効活用し、安定収入を得るため、太陽光発電施設を設置するものです。

申請地では、埋立て等の造成は行いません。

排水は雨水のみで、敷地内で浸透処理します。

なお、申請地は、土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の現実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断いたしました。

続きまして、整理番号5番について、飛ヶ谷推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

譲受人は、現在、実家住まいですが、手狭になったため、実家に隣接している申請地に専用住宅を建築するものです。

排水についてですが、雨水は地下浸透による宅内処理とし、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、蒸発拡散装置により宅内処理します。

以上、調査報告を終わります。

1 1 番海老澤委員 整理番号6番について、坂本推進委員と現地調査等を行った結果を説明します。

周辺の住環境は整っており需要が見込めるため、申請地に建売分譲住宅を建築するものです。

排水についてですが、雨水は地下浸透による宅内処理とし、汚水・雑排水は公共下水道へ放流します。

以上、調査報告を終わります。

1 2 番飯森委員 整理番号7番について、現地調査等を行った結果を説明します。なお、高木推進委員には、説明してあります。

– 14 –

なお、申請地は、土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題ないものと判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

議長 最後に、整理番号10番から12番について、15番 富澤克彦委員のところでございますが、先月に続いて、まだ歯の治療中ということで、発言が難しいということでありますので、事務局より説明をお願いします。

事務局副主幹 整理番号10番について、現地調査等を行った結果を説明します。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇から〇へ約〇キロ、〇〇地区内、〇〇〇〇〇〇〇〇から〇に入り、〇〇〇〇〇〇の土地となります。

譲受人は、〇〇にて〇〇〇を営む者です。

現在は、資材置場として〇〇〇〇の土地を借り受けているが、今後、従業員を雇い、事業を拡大していくことから、申請地に自己所有の資材置場を設置する計画です。

申請地は、整地のみを行い、埋立て等はいりません。

排水は雨水のみで、敷地内で浸透処理します。

なお、申請地は、〇〇〇〇〇〇〇の同意を得ており、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断しました。

整理番号11番及び12番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

なお、同一案件のため、一括して説明いたします。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇から〇〇へ〇キロ、〇〇〇〇〇の〇〇〇〇に位置している農地となっております。

譲受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇に所在する太陽光発電事業などを営む法人ですが、小規模な農地である申請地を有効活用し、安定収入を得るため、太陽光発電施設を設置するものです。

申請地では、埋立て等の造成は行いません。

排水は雨水のみで、敷地内で浸透処理します。

なお、申請地は、土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第5 議案第5号

議 長 日程第5 議案第5号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第5号、農業経営基盤強化促進法第19条農用地利用集積計画の案件について、概要を説明します。

案件につきましては、8ページの整理番号1番から13ページの整理番号11番までが所有権移転、14ページの整理番号12番から16ページの整理番号15番までが利用権設定、17ページの整理番号1番から35ページの整理番号550番までが農地中間管理権の設定です。

以上の案件については、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 議案第5号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に関わる事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

始めに、議案第5号、農地中間管理権設定の整理番号413番から415番について、審議をいたします。

審議が終了するまでの間、14番 ○○○○委員の退場を求めます。

(14番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号、整理番号413番から415番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号、整理番号413番から415番については、原案のとおり決定いたします。

14番 ○○○○委員の入場を許可します。

(14番 ○○○○委員 入場・着席)

議長 次に、議案第5号、農地中間管理権設定の整理番号536番から537番、540番から550番について審議をいたします。

審議が終了するまでの間、7番 ○○○○委員の退場を求めます。

(7番 ○○○○委員 退場)

議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号、整理番号536番、537番、540番から550番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号、整理番号536番、537番、540番から550番については、原案のとおり決定いたします。

7番 ○○○○委員の入場を許可します。

(7番 ○○○○委員 入場・着席)

議長 次に、ただいま分離して審議した議案第5号の16件の案件を除く549件について、審議をいたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第5号の16件の案件を除く549件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第5号の16件の案件を除く549件について、原案のとおり決定いたします。

◎日程第6 報告第1号

議長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、通知件数は13件です。

◎日程第7 報告第2号

事務局農地班長 報告第2号、農地法第3条の3、相続等による権利移動の届出について、届出件数は4件です。

以上、報告します。

◎閉 会

議長 以上、上程いたしました議案は全て審議が終了しました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼を申し上げます。

本日の総会はこれをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 3時45分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人